

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 16 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
厚生労働省雇用環境・均等局就業子育て世代支援対策室

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」に係る認定こども園の保護者に向けた周知について
（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における子どもへの対応等については、既に各地域、認定こども園において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による認定こども園の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの支援金を創設し、令和 2 年 3 月 18 日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けているところです。

この支援金については、認定こども園の臨時休業等に伴い、就業することを予定していた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について 1 日当たり定額（4,100 円）を支給するものです。

今般、この支援金については、令和 2 年 3 月 31 日までの対象期間を令和 2 年 6 月 30 日まで延長し、受付期間も令和 2 年 9 月 30 日までとすることになりました。

つきましては、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、該当する認定こども園の保護者に対して当該支援金について周知されるよう、管下の認定こども園に対して周知いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し幅広く周知いただくようお願いいたします。

なお、認定こども園から子どもの保護者の皆様へ連絡等される場合には、下記 HP も併せてご案内いただくなど、可能な範囲で新たな支援の周知にご協力いただくようお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111 (内7929)